

## 【 検査 】

## 723 一般検査（手術前）の算定について

《令和7年11月28日》

## ○ 取扱い

① 手術前的一般検査として、次の検査の算定は、原則として認められる。

- (1) D000 尿中一般物質定性半定量検査
- (2) D005 「5」 末梢血液一般検査

② 手術前的一般検査として次の検査の算定は、原則として認められない。

- (1) D005 「1」 赤血球沈降速度（E S R）
- (2) D005 「2」 網赤血球数
- (3) D215 「2」 口（1）超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）

## ○ 取扱いを作成した根拠等

手術前検査は術前の患者の全身状態を把握し、手術による合併症の発症リスクを予測する目的で実施する。尿中一般物質定性半定量検査は、腎・泌尿器疾患や糖尿病等のスクリーニングとして、末梢血液一般検査は、赤血球数、ヘモグロビン濃度、ヘマトクリット、白血球数、血小板数を測定して、血液疾患、炎症性疾患、出血性疾患等のスクリーニングとして、臨床的有用性は高いと考えられる。

一方、赤血球沈降速度（E S R）は炎症性疾患、悪性腫瘍、赤血球増加症、播種性血管内凝固症候群等のスクリーニングとして実施するもの、網赤血球数は骨髄における赤血球産生の指標となるもの、超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）は臓器の形状、疾患の診断や病態把握を行うものであり、手術前一般検査としての実施は過剰と考えられる。

以上のことから、手術前的一般検査として、上記①の検査の算定は原則として認められ、上記②の検査の算定は、原則として認められないと判断した。